

質問第一二二号

検察を監視する仕組みに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年四月二日

藤末健三

参議院議長 江田五月 殿

検察を監視する仕組みに関する質問主意書

裁判員制度の導入に伴い、検察の活動を監視するための従来とは異なる仕組みが必要だと考えるが、政府の見解を示されたい。また、現在、検察庁法第二十三条には、同条に基づき設置される「検察官適格審査会」が職務上非能率で職務に適さない検察官を審査し法務大臣に通知することが規定されているが、この十年間の通知実績はどのようなになっているか示されたい。

右質問する。

